

食品流通対策に関する行政評価・監視 ー食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心としてー
の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要（ポイント）

【勧告先】農林水産省 【回答日】農林水産省：平成 24 年 3 月 15 日
【勧告日】平成 23 年 7 月 29 日

1 調査概要

食品の流通部門は、食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するという重要な役割を果たしている。しかし、我が国の食品流通部門は長らく高コスト構造にあると言われており、このため、農林水産省は、食品の流通部門の構造改善を促進する観点から、食品流通構造改善促進法に基づき策定した基本方針等に基づき、卸売市場改革の推進、農林水産業と食品産業との連携の強化等、各種の施策・事業を実施

本行政評価・監視は、これらの農林水産省の食品流通対策に係る施策・事業について、効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、実態を調査し、下記のような事項を勧告

この勧告に対し、農林水産省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び農林水産省が講じた改善措置状況

(1) 卸売市場改革の一層の推進

勧告事項

- 1 中央卸売市場整備計画策定後に、再編基準に該当した中央卸売市場を把握・公表し、該当市場に対し、対応措置を報告させ、必要に応じ、整備計画に盛り込むなどの指導を実施
- 2 都道府県に対し、施設整備事業の採択要件である投資効率について、厳格な審査を行うよう指導を実施
- 3 中央卸売市場における取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制の見直しを実施

回答

- 1 毎年度、再編指標の該当状況等を把握・公表し、整備計画（第 9 次）の策定後に再編基準に該当した市場に対し、対応措置の報告を求め、措置が不十分である場合、必要に応じ整備計画に盛り込むなどの措置を講ずる。
- 2 都道府県等に対して、事業を適切に実施するよう指導するとともに、投資効率等について厳格な審査を担保するためのマニュアルを作成し、通知
- 3 各市場の取引に係る申請手続等の実態を調査し、申請手続等に係る規制の見直しを盛り込んだ業務運営通知を発出

(2) 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

勧告事項

- 1 食品生産製造等提携事業について、実施主体における事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、認定事業者に対する構造改善事業の円滑な実施に向けた必要な指導等を実施
- 2 食品生産製造等提携事業について、認定の取消しの事由について明確な基準を作成し、同基準に基づく適切な措置の実施
- 3 食品流通対策に係る補助金の不適切な執行について、早急に厳格かつ適正な対応措置の実施

回答

- 1 事業実施後 3 年目に中間報告を徴収し、事業の実施状況及びその効果を的確に把握。その結果を踏まえ、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導等を実施
- 2 認定の取消し事由について、明確な基準を策定し、同基準により適切な指導を行った上で、必要に応じて認定の取消しを含めた対応を実施
- 3 事業者指導マニュアルを作成し、事業実施主体から厳正な報告を求めるとともに、実績報告書の支出内容の厳格な審査等を実施

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

食品流通対策に関する行政評価・監視 ―食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として―の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成21年12月～23年6月
- 2 調査対象機関 農林水産省、経済産業省、国土交通省

【勧告日及び勧告先】 平成23年7月29日 農林水産省

【回答年月日】 平成24年3月15日 農林水産省

【調査の背景事情】

- 食品は、生活を営む上で最も基礎的な物資であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のみならず、世界各国から輸入される多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。
- しかし、我が国の食品流通部門は長らく高コスト構造にあると言われており、このため、農林水産省は、食品の流通部門の構造改善を促進する観点から、食品流通構造改善促進法に基づく基本方針等に基づき、卸売市場改革の推進、農林水産業と食品産業との連携の強化等各種の施策・事業を実施している。
- 社会構造の変化を背景とした「食の外部化」が進展する中で、流通機構の合理化等を図るため農林水産省が実施している食品流通対策に係る事業は、食品の流通部門の構造改善を推進する上で大きな役割を占めており、一層効果的かつ効率的に実施することが必要である。
- この行政評価・監視は、食品流通対策に係る事業の効果的かつ効率的な取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>1 卸売市場改革の一層の推進 (1) 卸売市場の再編 (勧告要旨)</p> <p>① 中央卸売市場整備計画策定後に再編基準の3以上の指標に該当することとなった中央卸売市場について、再編指標の該当状況を把握・公表するとともに、該当市場に対し、対応措置を報告させること。また、対応措置が不十分である場合には、必要に応じ整備計画に盛り込むなどの再編に向けた指導を行うこと。</p> <p>② 都道府県卸売市場整備計画の達成のため、同計画の進捗状況を把握・分析し、その結果を踏まえ、都道府県に必要な助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 第8次整備方針及び第8次整備計画 農林水産省は、おおむね5年ごとに卸売市場の整備を図るための基本方針として、平成22年度を目標年度とする「第8次整備方針」を策定し、さらに、おおむね5年間を対象とする中央卸売市場の整備を図るための計画として、17年度から22年度までの間を計画期間とする「第8次整備計画」を策定（注）</p> <p>（注）農林水産省は、平成22年10月26日に、27年度を目標年度とする第9次の「卸売市場整備基本方針」を、23年3月31日に、同年度を目標年度とする第9次の「中央卸売市場整備計画」を策定</p> <p>○ 再編基準 第8次整備方針では、再編の対象となる中央卸売市場を判断する指標として、4指標の再編基準を定めており、再編基準の3以上の指標に該当する場合、農林水産省は、当該市場の開設者に対し、再編のための取組内容及びその実施時期を決定するよう求めている。</p> <p>○ 第8次整備計画への掲載 再編のための取組内容及びその実施時期が決定された市場を第8次整備</p>	<p>→① 今回の勧告の趣旨を踏まえ、毎年度、再編指標の該当状況等を把握・公表するとともに、中央卸売市場整備計画（第9次）の策定後に再編基準に該当することとなった市場に対し、対応措置の報告を求めることとしている（平成23年11月4日に調査を開始し、現在調査結果を整理中）。 上記の報告において、該当する市場の対応措置が不十分である場合には、必要に応じ中央卸売市場整備計画（第9次）に盛り込むなどの措置を講じることとしている（年度内目途）。</p> <p>→② 「全国卸売市場対策協議会全体会」（平成23年11月24日開催。（会員は都道府県で、卸売市場に係る業務の担当者が出席。）以下同じ。）において、総務省の勧告内容について会員に周知した。 今年度は、都道府県卸売市場整備計画（第9次）の策定年度となっていることから、当該計画における市場再編の取組や再編事例について情報収集を行い、都道府県と情報の共有を図りながら、進捗状況を継続的にフォローアップすることとしている。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>計画に掲載するとともに、同計画に掲載されていない再編対象市場であっても、同月後に当該市場の開設者が取組内容及びその実施時期を新たに決定した場合には、その都度同計画の一部変更を行って当該市場を同計画に盛り込んでいる。</p> <p>○ 都道府県卸売市場整備計画 都道府県は、卸売市場法に基づき、「都道府県卸売市場整備計画」を定めることができるとされており、第8次整備方針では、地域における生鮮食料品流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、当該計画に地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場（他の地方卸売市場との統合又は他の卸売市場と連携して集荷・販売活動を行う地域拠点市場）を必要に応じて定めることとされている。</p> <p>《調査結果》 第8次整備計画に掲載されていない 27 中央卸売市場について再編基準の該当状況を調査した結果、</p> <p>○ 平成 19 年度以降、再編基準の 3 以上の指標に該当しているものが 1 市場 → 当該市場は、再編措置について決定しておらず、22 年 10 月末現在、第 8 次整備計画に盛り込まれていない。</p> <p>21 都道府県の「都道府県卸売市場整備計画」を調査した結果、</p> <p>○ 22 年度末の再編市場数(目標数)を明示しているものが 11 県 → 上記目標に対する 21 年度末現在の再編市場数の割合について、進捗率が 0%のもの（2 県）、進捗率が 13.3%から 16.7%までの間にあり低いもの（4 県）等、地方卸売市場の再編が進捗していない状況も見受けられる。</p> <p>(2) 卸売市場における施設の整備 (勧告要旨)</p>	
<p>① 都道府県に対し、事業採択の要件である投資効率について、厳格な審査を行うよう指導すること。 また、事業実施主体が作成した成果目標が妥当なものとなるよう、都</p>	<p>→① 都道府県等に対して、「強い農業づくり交付金の適切な実施について」（平成 23 年 11 月 16 日付け 23 食産第 1167 号農林水産省食料産業局長、生産局長、経営局長通知。以下「適正化通知」という。）を發出し、総務</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>道府県における審査を徹底させること。</p> <p>② 都道府県に対し、事業実施主体に報告書を確実に提出させるとともに、事業実施計画に定められた成果目標の確認及び指導を適切に行うよう指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 卸売市場の施設整備 卸売市場の施設は、卸売市場施設整備費補助金（平成16年度まで）又は強い農業づくり交付金のうちの卸売市場施設整備対策事業費（17年度以降）により整備</p> <p>○ 投資効率 投資が過剰とならないかどうかの目安で、投資効率が「1」を上回ることが事業の採択要件。事業の事業費が5,000万円以上の場合、事業実施主体は、費用対効果分析を実施し、投資が過剰とならないよう投資効率を十分に検討することとされている。</p> <p>○ 成果目標 地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標で、事業完了年度から3年後（取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内）までに達成すべき事業の目標を設定するとされている。都道府県知事は、実施計画中の事業の成果目標の妥当性等について地方農政局長等と協議することとされている。</p> <p>○ 事業実施後の報告及び効果の把握 強い農業づくり交付金事業の実施主体等は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、「当該年度における事業実施状況」を作成し、都道府県知事に報告することとされており、当該報告を受けた都道府県知事は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講じるとともに、当該報告について地方農政局長等に報告することとされている。</p>	<p>省の勧告内容を周知するとともに、事業実施主体や市町村等に対する指導監督の更なる徹底を図り、事業を適切に実施するよう指導した。</p> <p>さらに、投資効率及び成果目標の設定について厳格な審査を担保するため「強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備）の適切な審査について」（平成24年2月6日付け23食産第3150号農林水産省食料産業局食品製造卸売課長通知）を作成し、平成24年2月に都道府県に対し発出した。</p> <p>→② 都道府県等に対して、上記の適正化通知を発出し、総務省の勧告内容を周知するとともに、事業実施主体や市町村等に対する指導監督の更なる徹底を図り、事業を適切に実施するよう指導した。</p> <p>また、全国卸売市場対策協議会全体会において、総務省の勧告内容について会員に周知した。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》 平成 16 年度から 20 年度までに、卸売市場の開設者等が施設の整備を行った 79 事業について、事業実施前における費用対効果分析の実施状況及び成果目標の設定状況を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 費用対効果分析等に係る審査が的確に行われていないものが 8 事業 <ul style="list-style-type: none"> → ① 投資効率を算出する際、取扱数量が減少傾向であったにもかかわらず、増加するものと見込んで算出したため投資効率が「1」を上回り、その結果、事業が採択されたもの（2 事業） ② 投資効率の算出が誤っているにもかかわらず、適正な算出について指導が行われていないもの（4 事業） ③ 大規模な施設整備を行う事業において、成果目標の設定が事業規模に対して適切ではないもの（1 事業） ④ 整備した施設が、事業目的どおり使用されていないもの（1 事業） <p>平成 16 年度から 20 年度までに卸売市場の開設者等が施設の整備を行った 97 事業に係る事業実施状況の報告等を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報告が行われていないものが 14 事業（14.4%） <ul style="list-style-type: none"> → このうち、事業完了後複数年にわたって報告が行われていないものが 9 事業 → 上記 9 事業の中には、事業実施計画に定められた目標が達成されていないものあり <p>(3) 卸売市場における電子商取引 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>卸売市場における取引の効率化を図る観点から、電子商取引実証モデル事業の効果を的確に検証し、その結果を踏まえ、卸売市場における電子商取引の導入の在り方を見直す必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商物分離直接流通成果重視事業（電子商取引実証モデル事業） 10 か所の中央卸売市場において、電子商取引の導入を促進することを目 	<p>→ 開設者、卸売業者へのアンケート調査結果（平成 23 年 6 月～7 月に実施）や電子商取引実証モデル事業報告書等で確認された、リードタイムの短縮による取扱物品の品質保持効果や物流経費の削減等の効果も踏まえ、卸売市場関係者（開設者、関係団体）に対して、電子商取引の導入を推進するため「中央卸売市場における電子商取引の導入促進について」（平成 24 年 2 月 6 日付け 23 食産第 3106 号農林水産省食料産業局食品製造卸売課長通知）を発出した。</p> <p>これに先立ち、「業務担当職員等研修会」（平成 23 年 12 月 16 日開催。以</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>的として実施された事業（平成 18 年度から 20 年度）。事業実施主体に対し国庫から補助金が交付されている。</p> <p>○ 電子商取引導入における目標 当該モデル事業の実施に当たって、電子商取引を導入する中央卸売市場の数を 5 年以内（平成 18 年度から 22 年度まで）に全中央卸売市場の 40% から 50% に高めること、選定されたモデル地区において、電子商取引実証モデル事業開始後 2 年以内に、電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱数量の割合を 10% から 25% に高めること等の目標を設定</p> <p>《調査結果》 電子商取引実証モデル事業が実施された 10 中央卸売市場における電子商取引の実施状況を調査した結果、</p> <p>○ 当該モデル事業の実施に当たって定めた目標の達成が困難と考えられる状況</p> <p>→ ① 平成 21 年 10 月 1 日現在、上記 10 中央卸売市場（中央卸売市場全体の 13.2%）以外で新たに電子商取引を導入したものはみられず、電子商取引を導入する中央卸売市場の数を 5 年以内（22 年度まで）に全中央卸売市場の 40% から 50% に高めるという目標の達成が困難と考えられる。</p> <p>② 上記 10 中央卸売市場における電子商取引を用いた取扱数量の割合をみると、最も高いもので平成 19 年度の 8.8% であり、事業開始後 2 年以内に 10% から 25% に高めるという目標を大きく下回っている。</p> <p>③ 上記 10 中央卸売市場の中には、花きの電子商取引において、平成 18 年度 17 鉢、19 年度 3 鉢と取引が減少しているもの（1 市場）や平成 20 年度に 3 日間の取引しか行われていないもの（1 市場）、電子商取引実証モデル事業を開始後、翌年度に電子商取引の割合が減少しているもの（3 市場）など、電子商取引実証モデル事業の効果が発現していない。</p>	<p>下同じ。）において、当該発出の通知の考え方に即して、電子商取引導入の推進について説明した。</p> <p>また、電子商取引の導入の推進方策を盛り込んだ「中央卸売市場における業務運営について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 食流第 746 号農林水産省食品流通局長通知。一部改正 23 年 4 月 13 日付け 22 総合第 1791 号。以下「業務運営通知」という。）を、中央卸売市場の開設者に対する説明会（23 年 7 月～8 月開催。以下同じ。）で周知を図ったほか、業務担当職員等研修会においても説明を行うなど、電子商取引の対象品目や取引参加者の一層の拡大、承認手続の簡素化等の運用改善について指導している。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>(4) 卸売市場における取引規制等 (勧告要旨)</p> <p>中央卸売市場における卸売業者等の負担軽減を図る観点から、中央卸売市場における取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制の見直しを行う必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央卸売市場における取引に係る規制 卸売市場法、卸売市場法施行令及び卸売市場法施行規則の各法令の規定によるほか、「中央卸売市場業務規程例」及び「中央卸売市場における業務運営について」(業務運営通知)に基づき卸売市場開設者(地方公共団体)が定めた業務規程によるものが設けられている。 ○ 卸売市場法における取引規制の緩和 卸売市場法は昭和46年に制定後、平成11年及び16年に、卸売市場における取引の合理化、適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等のための改正が行われ、このうち、卸売市場における取引の合理化については、せり・入札の原則の廃止、委託集荷の原則の廃止、商物一致の原則の緩和、第三者販売・直荷引きの弾力化、卸売手数料の弾力化、市場外での販売活動に関する規制の廃止等が行われている。 <p>《調査結果》</p> <p>平成21年度末現在における76中央卸売市場のうち取扱量の多い5市場の開設者及び同市場における9卸売業者並びに地方卸売市場に転換した12卸売市場から抽出した5市場の開設者から、中央卸売市場における取引規制について聴取した調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ せり開始時刻前の卸売及び相対取引の承認申請の見直し → i)せり・入札取引割合の減少に伴い相対取引の割合が増加していること、及びii)承認申請前に相対取引が成立することが多いことから、その都度事前に承認申請を行うことは、卸売業者にとって大きな負担となっており、取引の実態に応じたものとなっていないとしている。 	<p>→ 指摘のあった相対取引に係る承認申請等の取引規制は、おおむね開設者の判断で緩和が可能であることから、第9次卸売市場整備基本方針(平成22年10月26日策定)に基づき、各市場の取引に係る申請手続等の実態について調査を実施し、この結果を踏まえ発出した申請手続等に係る規制の見直しを盛り込んだ業務運営通知の内容について、中央卸売市場の開設者に対する説明会で周知を図るなど、一層の事務手続の簡素化を進めていくよう指導している(今後、中央卸売市場の開設者が業務規程を順次改正予定)。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>○ 第三者販売の許可申請の見直し → 残品が生じる等の理由により、事前申請は困難、事後申請が実態であり、販売原票等で取引適正を担保できれば結果報告のみでよいとしている。また、調査した卸売業者の中には、他市場の事業者との第三者販売を拡大したいが、事前申請のため商機を逃す場合があるとする業者もあり、調査した卸売業者全てが商取引の実態と合うよう緩和を求めている。</p> <p>2 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進 (1) 食品生産製造等提携事業 (勧告要旨)</p> <p>① 事業実施主体における事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導等を行うこと。 ② 認定の取消し事由について、明確な基準を作成するとともに、同基準に基づき適切な措置を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 食品生産製造等提携事業 食品製造業者等が農林漁業者等と共同して構造改善計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して認定を受けることができ、当該認定を受けた認定事業者は、事業を実施するために必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫からの低利・長期融資又は民間金融機関からの借入れに対する財団法人食品流通構造改善促進機構の債務保証を受けられる。</p> <p>○ 構造改善計画の認定を受けた事業（認定事業）における目標設定 認定事業者は、構造改善計画を作成する際に、認定事業の開始から5年後の取扱量等を定めることとされており、事業実施の翌年度から事業終了年度の翌年度までの間、毎年度4月末までに実施状況報告書を提出するとともに、認定事業の開始から5年後に当たる年度の翌年度の4月末までに、実績報告書を提出することとされている。</p>	<p>→① 平成23年度内に「食品流通構造改善促進法の運用について」（平成3年11月29日付け3食流第6093号農林水産省食品流通局長通知）の一部改正を行い、事業実施後3年目に中間報告を徴収することとしている。 上記の中間報告により、事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導等を行う。</p> <p>→② 平成23年度内に認定の取消し事由について、明確な基準を策定することとしている。今後は、同基準により適切な指導を行ったうえで、必要に応じて認定の取消しを含めた対応を実施する。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>○ 認定の取消し基準</p> <p>農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画に従って構造改善事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができ、「認定事業者が認定計画に従って構造改善事業を行っていないと認めるとき」とは、認定計画に基づく当該構造改善事業の円滑な遂行に著しい支障を生じており、その結果、その認定基準に該当しなくなると認められる場合とされている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>平成13年度から20年度までに8地方農政局等における認定事業について、その実施状況等を調査した結果、</p> <p>○ 7地方農政局等（沖縄総合事務局は実績がないため除く。）において、284件を認定。これらのうち145件（51.1%）は、平成21年度までに実績報告書の提出期限が到来し、うち認定事業者から実績報告書が提出された125件（注1）における取引の数は236取引（注2）</p> <p>（注1） 実績報告書が提出された125件のほか、未提出のもの14件、認定事業者が構造改善計画を取り下げたもの（認定取消し）6件がみられた。また、未提出の14件の中には、倒産により未提出となっているものがみられた。</p> <p>（注2） 「取引」とは、構造改善計画において、食品製造業者等が農林漁業者等との間で締結する品目ごとの取引に関する契約のことをいう。</p> <p>→ ① 事業計画で定めた目標が未達成なもの110取引（46.6%）</p> <p>→ ② 目標に対する達成率が50%未満のものが27取引（11.4%）</p> <p>→ ③ 取引を中止したものが14取引、取引が実際には行われていないものが1取引</p> <p>→ 284件の認定事業のうち実施状況報告書が未提出のものが61件（21.5%）</p> <p>○ 取消し基準が不明確</p> <p>→ 実際に認定の取消しを受けた事業者は、上記145件のうち、認定事業者が認定事業を実際に開始する前に自ら認定の取下げを申し出た6件のみ</p> <p>→ 認定事業の中には、事業計画で定めた目標が未達成なものや取引中止</p>	

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>等のものがみられる。</p> <p>(2) 食品産業競争力強化対策事業 (勧告要旨)</p> <p>① 事業実施主体における補助事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、事業実施主体に対し、効果が発現するよう事業実施時及び事業実施後に必要な指導を徹底すること。</p> <p>② 補助金の適正な執行を図るため、事業実施主体から補助金の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこと。 また、実績報告書及び補助金等支出明細書において、事実と異なる項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 食農連携促進事業等 (地方事業)</p> <p>地域において、食品産業と農林水産業の連携強化、新商品開発、販路拡大の取組等を行う事業であり、事業実施主体に対し国庫から補助金が交付されている。新商品の開発を行った事業実施主体は、事業成果について「事業成果報告書」を地方農政局長等に提出することとされており、地方農政局長等は、事業実施主体から提出された報告書により事業の成果を確認し、事業計画に掲げられた事業目標が達成されていない場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うこととされている。</p> <p>(中央事業)</p> <p>地域における取組を支援するため、国産農林水産物を活用した食品の供給及び産地ブランドの確立の推進等を主な目的として、地域食品ブランドの評価の追跡調査・分析やアドバイザーの派遣等を実施。事業実施主体に対し国庫から補助金が交付されている。</p> <p>○ 食品流通高付加価値モデル推進事業(注)</p>	<p>→① 新商品開発・販路開拓支援事業の成果の把握と指導を徹底するため、地方農政局等に対して「新商品開発・販路開拓支援事業に係る指導の徹底等について」(平成23年12月1日付け23食産第2281号食料産業局産業連携課長通知)を发出した。当該通知に基づき地方農政局等は、平成19年度から22年度に実施した新商品開発・販路開拓支援事業の成果を確認し、事業実績が目標に達していない事業実施主体に対し必要な指導を行うこととしている。 平成24年度の事業実施に当たり、公募要領等の改正や新たに事業者指導マニュアル(地方農政局等の事業担当者によるヒアリングの実施方法等)を作成し、さらに、定期的なフォローアップをすることにより、事業の事前審査及び事業実施後の指導の徹底等を図ることとしている。</p> <p>→② 補助金の額の確定については、上記の事業者指導マニュアルのうち補助金の額の確定に関する審査マニュアルである「6次産業総合推進事業の厳格かつ効率的な実施について」(平成24年1月31日付け23食産第3037号食料産業局産業連携課長通知)にのっとり、平成23年度事業から事業実施主体から厳正な報告を求めるとともに、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこととしている。 また、不適切な支出が行われていた事業の補助金については国庫に返還をさせるとともに、補助金支出明細書の実事実と異なる項目については是正させた。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して地域農水産物を活用したブランド化、オリジナル商品開発等の付加価値の向上を図り、食品小売業及び商店街（中心市街地）の活性化を図ることを目的とした事業を実施。事業実施主体に対し国庫から補助金が交付されている。</p> <p>（注） 本事業は、平成 21 年度を最後に廃止</p> <p>《調査結果》</p> <p>平成 17 年度から 19 年度までに新商品開発を行った地方事業 19 事業実施主体について調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発された新商品の販売が低調 <ul style="list-style-type: none"> → 121 商品の開発・販売の計画のうち、平成 20 年度末時点で、①商品化されていないものが 11 製品(9.1%)、②商品化されたが販売実績がないものが 34 製品(28.1%) → 販売実績がある 75 製品のうち、64 製品について、平成 20 年度の販売目標に達していない。 → 4 地方農政局等は、新商品開発に係る事業目標が未達成となった原因を把握していない。 → 3 地方農政局等は、事業目標が未達成となっている事業実施主体に対し、具体的な指導を行っていない。 <p>平成 17 年度から 20 年度までに行われた食農連携促進事業等（地方事業 20 事業実施主体及び中央事業 3 事業実施主体）及び食品流通高付加価値モデル推進事業における補助金の交付及び支出の実態等を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の執行が不適切（地方事業） <ul style="list-style-type: none"> → ① 補助目的以外の用途に使用していたもの（1 事業実施主体 1 件） ② 補助金交付の決定前に支出された経費は申請できない経費とされているにもかかわらず、これを交付していたもの（1 事業実施主体 1 件） ③ 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの（1 事業実施主体 2 件） ④ 過大な支出となっているにもかかわらず、農林水産省が額の確定 	

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>を行っていたもの（1事業実施主体1件）</p> <p>⑤ 収益納付等状況報告書に記載された販売価格に誤りがあるにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1事業実施主体1件）</p> <p>（中央事業）</p> <p>→ ① 複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの（3事業実施主体9件）</p> <p>② 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの（1事業実施主体2件）</p> <p>③ 補助金等支出明細書と証拠書類等に差異があるにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（2事業実施主体2件）</p> <p>（食品流通高付加価値モデル推進事業）</p> <p>→ ① 補助目的以外の用途に使用していたもの（1事業実施主体1件）</p> <p>② 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの（1事業実施主体1件）</p> <p>③ 補助金等支出明細書の記載が誤っているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1事業実施主体1件）</p> <p>(3) 加工・業務用野菜の安定供給に係る事業 (勧告要旨)</p>	
<p>① 実証試験を実施した地区の実施後の状況や課題を把握し、その結果に基づき、栽培技術等の普及を行うこと。</p> <p>② 補助金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対し、補助金の使途その他必要な事項について指導を徹底するとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこと。</p> <p>また、交付請求できない経費については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p>	<p>→① 過去に実施した栽培実証地区については、現状や課題等に関するアンケート調査を実施し、当該アンケート調査結果の内容を踏まえ、ヒアリング調査を実施中である。</p> <p>その調査結果については、本年3月までに結果を取りまとめることとしている。また、栽培技術等の普及を行うため、当該調査結果により把握した実証試験の課題、現状、効果等を、地方農政局を通じて都道府県等に情報提供を行うこととしている。</p>
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p>	<p>→② 指摘があった事業実施主体に対して、「総務省による「食品流通対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について」（平成23年7月29</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>○ 加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業等 国産野菜の安定供給体制を確立するとともに、生産者団体等と実需者との契約取引の導入を推進するため、生産現場での実証試験、全国及び地域段階のセミナー等の開催により栽培技術等の普及等を実施(平成17年度から20年度)。事業実施主体に対し国庫から補助金が交付されている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 農林水産省は、加工・業務用野菜の栽培上の問題点の解決に向けた生産現場での実証試験を実施した地区におけるその後の状況や課題を把握していない。</p> <p>○ 補助金の執行が不適切 → 申請できない経費を交付していたもの(1事業実施主体1件)</p> <p>(4) 農産物直売所の整備等に係る事業 (勧告要旨)</p> <p>① 都道府県に対し、事業実施主体が明確な理由もなく指名競争入札又は随意契約を行っている場合は、一般競争入札を徹底するよう指導すること。</p> <p>② 事業実施主体に対し、帳簿等を的確に記載するとともに、当該実施主体の契約に係る規程を遵守するよう指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 強い農業づくり交付金(地産地消特別枠(平成19年度から22年度)) 農産物直売所等の整備の支援事業として、地産地消の活動に必要な農産物直売所や加工処理施設などの整備を進める市町村等の取組を支援</p> <p>○ 事業の施行方法 「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「代行施行」による。 → 「直営施行」、「請負施行」又は「代行施行」における契約は、原則として、一般競争入札</p>	<p>日付け23生産第3396号農林水産省大臣官房参事官(園芸担当)通知を発出し、補助金の効果的かつ適切な実施、補助金の適正な執行及び適切な対応を講ずるよう指導を実施した。</p> <p>また、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うため、大臣官房経理課長通知(注)に基づく審査を徹底するとともに、当該審査結果を更に別の担当者がチェックを行うこととした。</p> <p>指摘があった交付対象となっていない経費については、事業実施主体が自主返還することとし、現在、その金額について精査中である。</p> <p>なお、平成21年度から、事業実施主体は、人件費の算出に当たって、業務日誌を整備している。</p> <p>(注) 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)及び『補助事業等の審査におけるチェックポイント』について」(平成20年1月25日付け19経第1586号大臣官房経理課長通知)</p> <p>→① 適正化通知を発出し、都道府県に対し事業実施主体の契約手続の状況を把握するとともに、一般競争入札の実施を徹底するよう指導した。</p> <p>→② 指摘があった事業実施主体及び本年度地産地消普及拡大事業を実施している事業実施主体に対し、再発防止の観点から、帳簿等の的確な記載及び契約に係る規程を遵守することについて「補助事業の適切な実施について」(平成23年12月19日付け23食産第2283号農林水産省食料産業局産業連携課長通知)を発出した。</p> <p>また、本年度事業を実施している事業実施主体に対しては、地産地消普及拡大事業に関する留意点等を記載した「補助事業の実施に係る関係書類の提出・保管等について」を新たに作成し、併せて送付した。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>→ 一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとされている。</p> <p>→ 「委託施行」においては、「理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておく」とされている。</p> <p>→ 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合等のやむを得ない場合には、随意契約によることができる。</p> <p>○ 地産地消推進活動支援事業 地産地消の取組を推進するため、成功事例の収集、分析及び表彰、地産地消の推進のための人材の育成や他産地への派遣及びあっせん、インターネットを活用した情報の提供等を目的とした事業（平成 18 年度から 21 年度）。事業実施主体に対し国庫から補助金が交付されている。</p> <p>《調査結果》 平成 19 年度及び 20 年度に強い農業づくり交付金の地産地消特別枠により農産物直売所等を整備した 6 事業実施主体の 6 事業について調査した結果、</p> <p>○ 一般競争入札は 5 件、指名競争入札は 18 件、随意契約は 9 件</p> <p>→ 指名競争入札 18 件は、いずれも指名競争入札とする明確な理由がない。</p> <p>→ 随意契約 9 件のうち 7 件は、随意契約とする明確な理由がない。</p> <p>平成 18 年度から 20 年度までに地産地消推進活動支援事業を実施した 2 事業実施主体の 5 事業について、その実施状況を調査した結果、</p> <p>○ 補助金の執行が不適切</p> <p>→ ① 帳簿等の記載が的確でなかったもの（1 事業実施主体 2 件） ② 一般競争入札を行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの（1 事業実施主体 2 件）</p> <p>(5) 通い容器の普及促進等の物流効率化に係る事業 (勧告要旨)</p>	

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>① 通い容器の普及促進等に関してこれまで実施されてきた事業の効果等を検証し、その結果を踏まえ、通い容器等の普及・啓発を行うこと。</p> <p>② 通い容器の普及促進等に係る補助金の適正な執行を図るため、補助金等支出明細書及び実績報告書において、事実と異なる内容及び項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p>③ 都道府県に対し、請負施行について、事業実施主体が明確な理由もなく指名競争入札又は随意契約を行っている場合は、一般競争入札を徹底するよう指導すること。また、代行施行の契約を結ぶ場合は、事業実施主体が競争入札を確実に履行するよう指導を徹底すること。</p> <p>④ 集出荷施設の統廃合に係る事業の概要が適切に公表されるよう、交付金実施要領等に公表の時期を明記するとともに、都道府県に対し適切に公表するよう指導すること。</p>	<p>→① 通い容器については、輸送・納品時における商品ロスの削減や店頭での棚持ちが良い等の通い容器を普及することによる効果について、調査報告書（平成 22 年度補助事業）を取りまとめ、その内容等を平成 23 年 8 月及び 12 月に開設者をはじめとする関係団体等に対して説明を行った。なお、通い容器の効果について、引き続き普及・啓発を実施することとしている。</p> <p>→② 指摘があった平成 19 年度及び 20 年度事業における補助金等支出明細書及び実績報告書の記載については、適正なものに是正させた。</p> <p>→③ 適正化通知を発出し、都道府県に対し事業実施主体の契約手続の状況を把握するとともに、一般競争入札の実施を徹底するよう指導した。</p>
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通い容器の普及促進等 <ul style="list-style-type: none"> ①青果物の輸送における通い容器の本格的な普及、②電子タグ等の I T 技術を活用した流通システムの構築等の取組の推進を図るため、実証事業等（補助事業）を実施。事業実施主体に対し国庫から補助金が交付されている。 ○ 強い農業づくり交付金(集出荷施設の統廃合) <ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導するため、集出荷施設の統廃合を実施する都道府県の取組を支援 ○ 事業の施行方法 <ul style="list-style-type: none"> (4)と同様に、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「代行施行」による。 ○ 事業概要の公表 <ul style="list-style-type: none"> 事業終了後、都道府県知事が当該事業の概要を当該都道府県のホームページに掲載するなどの方法により、公表することとされている。 	<p>→④ 適正化通知を発出し、交付金額の確定後、事業の概要を都道府県のホームページ等において遅滞なく確実に公表するとともに、公表した場合は地方農政局に報告するよう指導した。</p> <p>なお、指摘があった都道府県（2 県 5 事業）については、事業の概要が公表されている。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>21 農協、91 卸売業者及び 69 仲卸業者に対して、通い容器、電子タグ、E D I 等の利用状況を調査した結果、</p> <p>○ ・ 通い容器を利用（一部利用の場合を含む。以下同じ。）している者は、いずれも 70%を超えている。</p> <p>・ 電子タグを利用している者は、農協が 4.8%、卸売業者が 0%、仲卸業者が 1.4%、</p> <p>・ E D I を利用している者は、農協が 4.8%、卸売業者が 36.3%、仲卸業者が 27.5%等</p> <p>→ 農林水産省では、これまでに実施された実証事業によるコスト縮減効果、費用対効果等の検証等を行っていなかった（注）。</p> <p>（注）農林水産省は、平成 23 年 1 月現在、電子タグ利用のコスト縮減効果、費用対効果の調査・分析等を実施中である。</p> <p>平成 16 年度から 20 年度までに、通い容器の普及促進等に係る事業を実施した 3 事業実施主体の 18 事業について、補助金の交付及び支出の実態等を調査した結果、</p> <p>○ 補助金の執行が不適切</p> <p>→ ① 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの（1 事業実施主体 4 件）</p> <p>② 一般競争入札を行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの（1 事業実施主体 1 件）</p> <p>③ 事業実施主体の職員が作業を実施したため、経費が割高になっていたもの（1 事業実施主体 1 件）</p> <p>④ 補助金等支出明細書と実績報告書・総勘定元帳の記載内容が相違しているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1 事業実施主体 1 件）</p> <p>⑤ 補助金等支出明細書とその根拠となる証拠書類等の記載内容が相違しているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1 事業実施主体 1 件）</p>	

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>平成 17 年度から 20 年度までに強い農業づくり交付金により集出荷施設の統廃合等を実施した 10 事業実施主体の契約 25 件について調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4 事業実施主体の 10 件の請負施行において指名競争入札又は見積合わせが行われている。 <ul style="list-style-type: none"> → いずれもその理由が明確でない。 ○ 3 事業実施主体の 6 件において、代行施行を実施 <ul style="list-style-type: none"> → 全ての代行施行において一般競争入札又は指名競争入札が行われず、随意契約となっている。 <p>平成 17 年度から 20 年度までに強い農業づくり交付金により集出荷施設の統廃合等を実施した 13 道県の 21 事業を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 7 道県の 11 事業において事業が終了 <ul style="list-style-type: none"> → 2 県の 5 事業で未公表 <p>(6) 水産物の新たな流通経路の構築に係る事業 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 直接取引推進事業について、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 使用見込みのない資金については、速やかに国に返納させること。 ii) 事業実施要領上、助成対象に該当しない契約に対して行われた助成については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。また、今後類似の事業を実施する場合は、事業の透明性を確保する観点から、実施要領等の明確化を図り、適切な運用を行うこと。 <p>② 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物流通構造改革事業について、申請できない経費を交付しているもの及び補助目的以外の用途に使用しているものについては、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国産水産物安定供給推進事業(注) <ul style="list-style-type: none"> 漁業生産者団体等が漁業者から買い取った水産物等を、最終実需者とあらかじめ締結した契約に基づき売却する直接取引について、財団法人魚価 	<p>→① 指摘があった直接取引推進事業における使用見込みのない資金については、魚価安定基金造成事業実施要領に基づき、14 億 3,001 万 3,842 円を国庫に納入させた。</p> <p>また、助成対象に該当しない契約に対して行われた事業の補助金については、国庫に返還させた。</p> <p>→② 指摘があった事業における補助金については、国庫に返還させた。</p> <p>また、指摘があった補助金等支出明細書の記載誤りについても、適正なものに是正させた。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>安定基金が水産業協同組合等に対して助成。当該組合等は、実施要領により、事業開始前に水産庁長官の承認を受けた事業実施計画に基づき、対象水産物の取引に関する契約（以下「取引契約」という。）を締結するとされている。</p> <p>（注） 本事業は、平成 21 年度を最後に廃止</p> <p>○ 国産水産物の流通の構造改善に資するため、平成 17 年度から 21 年度までに、①国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業（17 年度及び 18 年度）、②水産物流通構造改革事業（19 年度及び 20 年度）、③水産物産地販売力強化事業（21 年度以降）を実施。事業実施主体に対し国庫から補助金が交付されている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>平成 19 年度から 21 年度までの基金の助成実績を調査した結果、</p> <p>○ 助成実績が少ないため、毎年度収入の大部分を繰り越しており、22 年度の収入総額は約 24 億 6,900 万円</p> <p>→ 平成 21 年度に承認し、22 年度以降に助成金を交付する事業は 19 件で、その支出総額は約 10 億 4,100 万円となり、約 14 億 2,800 万円が残余資金となる。</p> <p>平成 20 年度に直接取引推進事業を実施した 5 事業実施主体における 65 取引契約を調査した結果、</p> <p>○ 事業終了後の日付で取引契約を締結しているものが 3 契約</p> <p>○ 事業実施計画の承認を受ける前に取引契約を締結しているものが 15 契約</p> <p>平成 17 年度から 20 年度までに国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物流通構造改革事業を実施した 2 事業実施主体におけるこれらの補助金の交付及び支出の実態等について調査した結果、</p> <p>○ 補助金の執行が不適切</p> <p>→ ① 補助目的以外の用途に使用していたもの（1 事業実施主体 3 件）</p>	

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
② 職員の月給等は申請できない経費とされているにもかかわらず、これを交付していたもの（1事業実施主体2件） ③ 複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの（1事業実施主体2件） ④ 補助金等支出明細書の記載が誤っているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1事業実施主体2件）	